

令和7年（行コ）第173号

控訴人 千葉県

被控訴人 飯島章太

意見陳述書

東京高等裁判所第2民事部E A係 御中

令和7年10月9日

被控訴人兼附帯控訴人 飯 島 章 太

0 導入

原告の飯島章太と申します。意見陳述の機会をいただき、ありがとうございます。私からは3点お伝えします。1つ目は千葉県の児童相談所一時保護所での体験について、2つ目に裁判の経緯について、最後に、訴訟が児童相談所職員の労働環境、ひいては子どもたちのケアの在り方に与える影響についてです。

1 児童相談所で体験した葛藤

1-1 一時保護所の重要さと研修・指導の不備

私は、自分の家庭環境や子どもの電話相談員での経験をきっかけに児童相談所を志しました。地元千葉県で就職が決まると、子どもからの電話を受けながら、大学院で子どもの電話相談に関する修士論文を執筆する一方、毎日のように子どもに関わる研修会や勉強会に出席していました。子どもたちの話を聴くことで、つらい気持ちを少しでも和らげる職員になりたいという一心でした。

私が配属されたのは、児童相談所に附設する一時保護所でした。一時保護された子どもたちは、安全が確保できるまで約1ヶ月ここで暮らします。知らない場所で、知らない大人とはじめて出会う子どもたちは、とても動揺しています。家庭で受けた傷

がフラッシュバックして、この場所でも自分は傷つけられるのではないかと、心配する子どもたちも少なくありません。だからこそ、一時保護所は安全で安心であることを大切にしています。誰からも傷つけられることなく、日々平穏に暮らすことで、子どもたちの傷が癒えていく場所が一時保護所です。

そのため衝撃だったのは、研修を受けることなく勤務が始まったことでした。目の前にいる子どもたちがどのような背景で保護されているのか何に気をつけるべきなのか、全く情報共有もありませんでした。

仕事の大半は、先輩職員の背中を見て学びます。「1回見たら、もう自分で仕事ができるようにしてね」と何度も言われました。記録の書き方や子どもたちの今後を決める資料も、「あとは資料を読んでおいて」と言われるだけです。

私はこの状況をととても怖く感じていました。自分は子どもたちを傷つけていないか、これで子どもの将来を決めていいのだろうか、と不安に感じていました。

1-2 人員不足と長時間勤務

働き始めると、研修や指導がない理由がわかってきました。余裕が全くないのです。当時市川児童相談所の子どもの定員は20名でした。ですが実際には40名の子どもがいる状態で、最大60名の子どもがいたときもありました。職員数は定員をもとに配置されているので、2倍子どもたちがいれば、本来2倍の職員数が必要です。ですが、不足を補うために休みなく職員が働いているのが実態でした。

休憩時間ありません。トイレに行くことすら、「今そんな時間はありません」と注意された新人職員もいました。

特に大変だったのは夜勤です。残業含めて昼12時ごろから翌日の昼12時まで勤務で、休憩時間として午前1時から午前5時半は仮眠を取れることになっていましたが、実際は子どものいる居室の前の廊下で布団を敷いて横になっているだけでした。その時間、警察等から一時保護などの電話があれば対応し、子どもたちの体調が良くないときには付き添い、無断で外出した子どもがいないかを見回りするなど、寝ることも休むこ

とすらできませんでした。

1-3 子どもたちの状況

研修も指導もする余裕がない職員体制で、最も被害を受けているのは子どもたちです。定員の2倍の子どもたちがいれば、子どもたち同士のケンカやトラブルも増えていきます。寝る場所も足りず、体育館やリビングで寝ていた子もいます。千葉県の場合、子どもたちが一時保護所にいる期間は60日を超えており、全国平均の約2倍の期間です。この間、子どもたちは自由に学校にも通えず外出もできないなど、行動が制限されてしまいます。

職員の不足が特に影響するのは子どもたちへのケアです。いつトラブルや事故が起こってもおかしくないほど、子ども全員に職員が目を配ることができない状況でした。少ない職員で安全を維持するため、数多くの生活のルールもあります。トイレに行くときには手をあげ、ティッシュ一枚使うときすら許可が必要です。ご飯は完食しなければいけませんし、嫌いなものを減らしたらおかわりはできないことになっていました。ある日、肉の脂身を食べられなかった小学校低学年の女の子が、完食するまで食堂に1時間ほど職員に残されている姿も見ました。子どもたちの日記には「ここは刑務所みたいだ」と書いた子もいました。

家庭で傷ついた子が、一時保護所でさらに傷つくことなんて絶対あってはいけない。でも私は、子どもたちをケアするどころか、傷つけているのではないかと毎日葛藤していました。

1-4 体調の変化

ですが次第に葛藤するほどの余裕すらなくなりました。理不尽に感じていたルールにも、違和感を持たなくなりました。感覚がマヒしてきたのです。自分の疲れにすら気づかなくなり、仕事前にはエナジードリンクを一気飲みし、勤務中にもカフェインを多く取るようにしていました。

帰宅すると横になってしばらく動けません。背中から誰かに押さえつけられているようでした。寝たくても仕事の不安でいっぱいになり、目をつぶると子どもたちの顔が浮かび、声が頭の中に響くようで、眠れませんでした。寝付いても、夢の中で翌日の勤務のことを考えて目が醒めました。結局入庁して4ヶ月経たず休職に至りました。

2 裁判への経緯

上司や課長、副所長や人事課の人にも現状を訴えましたが、「この状況が決しているとは言えないけど、ずっと状況は変わっていない。」とどうにもできない様子でした。

一方で労働基準監督署に休憩時間分の未払賃金を申告すると、市川児童相談所に対し是正勧告が出ました。労働環境が良くなることを期待しましたが、副所長からは「未払賃金の支払いは飯島さんだけです。他の職員へ払うことは検討していません」と伝えられました。もう職員としてできることはない、そう思い退職を決意しました。

子どもたちのケアをより良くするためには、労働環境を改善し職員が少しでも余裕をもつことが、絶対に必要でした。そこで最後の手段として裁判を起こすことにしました。休憩時間が労働時間だと認められ、千葉県にその分職員を増やすことを促すためです。

3 こどもたちや職員を救うには裁判所の判決が不可欠

裁判中、ずっと葛藤していました。千葉県の労働環境や一時保護所の実態を伝えることで、千葉県の児童相談所の人員不足をさらに進めてしまい、より支援が子どもたちに届きにくくなるのではないかと懸念していました。

ですが裁判を始めると、千葉県だけでなく様々な児童相談所の元職員、現職員の方から応援の声をいただきました。中には児童相談所の一時保護所にいた子ども・若者の声もありました。児童相談所だけでなく、他の福祉業界や他業種の人からも多くの支援の声をいただきました。

地方裁判所の判決後、別の一時保護所で仮眠時間が労働時間だと労働基準監督署に認められた事例もありました。市川児童相談所でも昼の休憩時間をとらせるように記録をつけたり、仮眠時間中2時間残業時間としてカウントされるようになったと聞いています。

この裁判が児童相談所の職員や子どもたちにとって、重要な意義を持つことは疑いありません。裁判所の判決が必ず、今後の児童相談所の働き方、子どもたちのケアの在り方を左右します。

どうか、児童相談所の子どもたちや職員が、誰からも傷つけられることなく、健康で幸せになる大きな一歩を進むために、力を貸してください。以上です。

令和7年（行コ）第173号

控訴人 千葉県

被控訴人 飯島章太

意見陳述書

東京高等裁判所第2民事部E A係 御中

令和7年10月9日

被控訴人兼附帯控訴人訴訟代理人弁護士 迫田 しのぶ

1 控訴について

一審判決は、仮眠時間を労働時間と認め、また本件を原告個人の問題にとどめず、児童相談所全体の働き方の問題として安全配慮義務違反を認めた画期的なものでした。

一審原告らは、千葉県が控訴しなければ判決を確定させ、千葉県に対し早期に労働環境の改善を求める要請に取り組む予定でした。

ところが被告千葉県は、即日控訴に踏み切りました。

この裁判は、原告の権利・利益の回復のみならず、判決を通じて、児童相談所の職員ら全体の労働環境を改善し、子どもたちの権利・利益を守ろうという目的から始められたものです。

裁判の趣旨も踏まえて、千葉県には判決の指摘を重く受け止めた上で精査し、受け入れるべきことは受け入れた上で、控訴の判断をしていただきたかったのですが、十分な精査や控訴すること自体の影響等も勘案されずに控訴がなされたことは本当に残念です。

この対応は、児童相談所の労働環境を顧みず、改善の意思がないことを示すものであり、採用予定人員を確保できていない現状で、さらに人材確保を困難にする要因と

もなりかねません。政治的にも悪手であると考えます。

千葉県議会の中でも、一審判決に従えば支払額は55万円であるのに対し、控訴審にかかる費用は220万円にのぼると見込まれていること等に関連し、控訴をしたこと自体に疑義が呈されております。

2 控訴の内容について

控訴の内容面についても、十分な理由があるものとは到底思えません。

控訴理由の中心は、①仮眠時間の労働時間性、②安全配慮義務違反の二点に関する一審判決の誤りに関するものです。

①仮眠時間については、緊急事態があった際に対応義務が課されていたことは明らかであり、「仮眠時間として定められていたとしても労働からの解放が保証されていない場合には労基法上の労働時間に当たる」とする大星ビル管理事件（最判平14年2月28日）の判示に照らしても、これが労働時間と評価されることは明白です。子どもたちがいる教室の前に布団を敷いて寝かされていた状況を、労働時間に当たらないとする法解釈は到底受け入れがたいものです。

②安全配慮義務違反についても、平均入所率が100%を超え、定員を超えた児童が保護されていたこと、十分な研修がなされていなかったこと、休憩・仮眠時間の確保が不十分であったこと、高い精神疾患を理由とする休職率などを踏まえても、労働者が安全かつ安心して勤務できる環境でなかったことは明らかなです。

3 附帯控訴について

控訴をされたことを踏まえて、私たちは、附帯控訴を行いました。

附帯控訴においては、千葉県のこれまでの不誠実な対応を問うために付加金の支払いを求めるとともに、安全配慮義務違反と原告のうつ病増悪との因果関係があることを改めて主張するものです。

4 本訴訟の意義

控訴審の審理にあたり、この訴訟の意義について改めて説明させていただきたいと思います。

- (1) 児童相談所の勤務環境が劣悪であるという点については、千葉県のみならず、全国的にも問題となっていました。そのなかでも、千葉県の環境は特に悪く、令和2年度の児童相談所に関連する専門職の精神疾患による長期療養の取得率がそれぞれ、心理職10.3%、児童福祉司10.3%、児童指導員8.4%となっていました（甲16号証）。本訴訟で問題となっている市川児童相談所では、令和2年当時、児童指導員の16.7%、心理職の12.8%が、長期療養を取得しているという状況でした。
- (2) 私たちが提訴をした以降においても、児童相談所の職員の精神疾患を理由とする長期療養取得率は高く、令和4年度においては、精神疾患による1か月以上の長期療養者は合計40名に達し、職種別の割合では児童福祉司のうちの12.3%、児童指導員のうちの8.5%、保育士のうちの7%、児童心理司のうちの6%が長期療養中であるとされています（令和5年6月28日千葉県議会・定例会議事録（網中肇委員発言））。令和5年度における千葉県所管の児童相談所に勤務する児童福祉関連職の精神疾患を理由とする1か月以上の長期療養者の人数についても、510名中40名、割合にして7.8%にもものぼるとされています（令和6年10月3日千葉県議会・総務防災常任委員会議事録（網中肇委員発言））。
- (3) 職員の不足は、児童へのケアの内容・程度にも影響します。管理のために児童の行動が過度に制限され、心に傷を負った児童が必要とする個別のケアや治療的な関わりが十分に提供できません。また、退所のための調整や家庭への支援が不十分となり、在所日数の長期化や入所率の更なる悪化を招くことになり、これにより、残った職員の負担が一層重くなり、さらなる休職や離職を生むという悪循環に陥っています。
- (4) 千葉県は、令和3年10月に船橋労働基準監督署から是正勧告を受けましたが、

一審原告に一部の時間外賃金（昼休憩時間部分）を支払ったのみで、他の職員については未だに支払いを行っておりません。千葉県は、一審判決の判示を何ら顧みることとはなく、休憩時間や夜間勤務に対する賃金も払わず、労働環境改善に向けた具体的な取り組みも行わないままなのです。だから、私たちは、千葉県の違法性を明らかにし、児童相談所の労働環境の改善を働きかけるため、この裁判を始めました。

- (5) いま、千葉県がなすべきは、労働環境改善に向けた尽力であり、法廷闘争ではありません。控訴に費やされる２２０万円もの支出は、本来であれば現場の改善のために使うべきです。ご存じのとおり、附帯控訴は、千葉県が控訴を取り下げれば効力を失います。それにより、この法廷闘争は終わり、千葉県は２２０万円もの裁判費用を投じる必要がなくなります。また、私たちが行っている１１５４万円余りの附帯控訴も消滅するため、この部分についての一審の請求棄却の判断が確定することになります。千葉県は、直ちに控訴を取り下げ、児童相談所の労働環境改善のために尽力すべきです。

- (6) 裁判所におかれましては、この訴訟の意義を十分にご理解いただき、児童相談所に勤める職員とそこで保護されている子どもたちの権利利益にかなう審理・判断を行っていただきますよう、心よりお願い申し上げます。

以上